

協会けんぽ やまなし



職場内で掲示・回覧をお願いします。

山梨支部の健康保険料率について

山梨支部の健康保険料率は変更となります

令和7年度は、令和6年度と比較して0.05ポイント下がります。



令和7年 2月分(3月納付分)まで
給与・賞与の

9.94%

令和7年 3月分(4月納付分)から
給与・賞与の

9.89%

※任意継続被保険者の方は、令和7年4月分の保険料率から変更となります。

介護保険料率も変更となります

令和7年 2月分(3月納付分)まで
給与・賞与の

1.60%

令和7年 3月分(4月納付分)から
給与・賞与の

1.59%

※40歳～64歳の方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。

退職後の健康保険のご案内

◎退職後の健康保険には、下表の **3つの方法** があります。比較のうえご選択、お手続きください。

	協会けんぽの任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険 (被扶養者)
手続き先	お住まいの都道府県の 協会けんぽ支部	お住まいの市区町村の 国民健康保険担当課	ご家族の勤務先
加入要件	●退職日までに被保険者期間が 継続して 2か月以上 あること ●「健康保険任意継続被保険者資格 取得申出書」を 退職日の翌日から 20日以内に必着 で提出すること	お住まいの市区町村の 国民健康保険担当課に お問い合わせください	●ご家族が加入する 健康保険の扶養要件 を満たすこと ●ご家族の勤務先に お問い合わせください
保険料	退職時の健康保険料の 2倍 (上限あり) 退職時の 標準報酬月額 × お住いの 都道府県 保険料率 ※1 令和7年度の標準報酬月額の上限は32万円 ※2 40歳～64歳の方は介護保険料率が上乘せ	●前年の所得や 世帯人数などに 応じて決定 ●保険料の減免制度 あり	被扶養者の負担なし



協会けんぽの健診のお知らせ

健康状態を確認するために毎年健診を受けて、健康で楽しい生活を送りましょう！

被保険者（ご本人）向け

生活習慣病予防健診

- 生活習慣病予防健診のご案内送付時期：
3月下旬頃
- 送付先：補助対象者がいらっしゃる事業所様

ご案内は**緑色の封筒**でお送りします。▶▶▶



	生活習慣病予防健診（一般健診）	付加健診
対象	35歳～74歳の被保険者（ご本人）	40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の一般健診の受診者
健診内容	定期健康診断にがん検査等を加えた健診	腹部超音波検査や眼底検査といった、より詳細な検査
自己負担額	最高 5,282 円 	最高 2,689 円 

協会けんぽ山梨支部のLINEについて LINE 公式アカウントを開設！

みなさまにタイムリーな情報をお届けしたい
という思いから、開設しました。

健康情報はじめとして、さまざまな
お役立ち情報を月2回以上配信中！

- 季節の健康情報、健康レシピ
- 上手な医療のかかり方
- 健診のご案内

など



友だち登録は
こちら▼

